

宇多法皇を通して見た平安期太上天皇

竹田紀衣

一 趣 旨

平安時代初期太上天皇の研究は、奈良時代の太上天皇からの移行時期と太上天皇の性格の変化に視点が置かれている。すなわち、研究者は奈良時代の太上天皇に天皇と同等の権力を見ているが、薬子の変以後その権力は「潜在化」し、かわりに前面に出されるようになった「家父長的権威」¹を重視している。

平安時代初期太上天皇（以下、上皇とする。）については、その性格が家父長的権威によるものであるという解釈が一般化し、各研究者ともこの語句を利用してゐる。しかし、それは目崎徳衛氏の嵯峨、宇多、円融各上皇に関する検討²に見えるのみであつて、それ以後の研究には家父長的権威という解釈が先行してゐて、各上皇の実態を伴うものではないと思われる。また上皇という身位が存在する以上は、上皇の性質にも時期的な変化があるはずである。しかし、平安時代初期上皇と院政期上皇の捉え方に断絶があつて、院政が忽然と生まれたように解釈されてきたと思われる。さらに研究者によっては院政期上皇への見直しは述べられるものの、平安期上皇にその要素となる具体的な様相

は提示していない。

このような問題を説明する一手段として、筆者は平安時代中期に位置する宇多上皇を取り上げて考察している。宇多上皇は国政に多大な影響を及ぼした上皇とされて、宇多院宣旨という文書も確認でき、平安時代中期の上皇の実態を提示できると考えるからである。

これまでの宇多上皇研究は国政関与の有無に視点が置かれ、国政に関与しない史料には注目されていなかった。それ故にここに改めて宇多上皇の実態を考察する。その結論には①家父長的権威を検証し、②院政期上皇につながる要素を見だし、平安期上皇の性格を提示することができる。それを本稿の目的としている。当然ながら、このみで平安時代の上皇を説明できるわけではないが、その追及の基礎的作業としたい。なお、宇多上皇は讓位後出家し、初めて法皇と称されるが、それ以後も国政に影響力があつた点において法皇が上皇の身位を象徴するものと考えて、本稿では「宇多法皇」と題している。これ以下その特殊性から上皇と言わず宇多法皇と記すことにする。

二 方 法

上記の目的を貫徹するため、筆者は宇多法皇の意志伝達に注目する。特に上皇の意志伝達の経路は外的状況によって変化するものでなく、基本的な上皇の位置付けを示すものと考えからである。

そこで宇多法皇の意志伝達が認められる史料を取り上げた。そのうち、醍醐天皇や上卿を対象とするものなかで、双方の連絡と解されるものは対象から省いた。すると太政官機構を介する経路と介さない経路に大きく分類すること

ができた。太政官機構を介さない経路は、主に宇多院宣旨と言われる文書によって伝達されていた。この宇多院宣旨自体の研究は、僅かに一例を見つづけるのみで、古文書学的位置付けも定まっていない。そこで先述の目的を果たすため、宇多院宣旨の解明をも副次的課題として取り上げることとする。この論考においては、宇多上皇論と古文書学から見た院宣論の二つの研究動向をふまえることになる。

二 検討結果

宇多法皇の意志伝達には、二系統の伝達経路が存在した。第一は法皇の意志が醍醐天皇や藤原忠平に伝えられ、天皇・上卿の命令として太政官機構を通じて実現される経路と、第二に法皇の意志であることを表面に出し主に宇多院宣旨といわれる文書によって伝達される経路であった。

宇多上皇の意志伝達が太政官機構を介する理由は、太政官系統の文書が公的処置の文書であって、法皇の意志について形式的な手続きをとるためであった。つまり、太政官符や官宣旨では天皇や上卿の命令となってもそれ以前に法皇の意志が介入していること、天皇や上卿が法皇の意志を忠実に実行していること、また法皇には叙位・除目や重大事件の処置について事前に相談・報告されていることから、実質的決定権は宇多法皇にあったと考えられる。

次に太政官機構を介さない経路については宇多院宣旨の検討から考察している。

宇多院宣旨については、宇多法皇の意志を奉じて書かれた文書を少なくとも三例は確認できるが、これまでの概説書類では取り上げられていなかった。また、その定義から文書形態として院宣に含む研究者もいるけれども、そこに

宇多院宣旨の検討はなされていない。そこで宇多院宣旨を新たに検討した結果、宇多法皇の時期に発給された文書を「院宣」と称した例はなく、宇多法皇の時期の「院宣」は文書形式をいうのではなく、院（法皇）の命令という意味であった。また当時は法皇の意を奉じて書かれた文書を宣旨として受けとめていたことが理解できた。しかも様式上は宣旨系統の文書であるが、上皇の意志を他者へ伝達することが前提とされていることから奉書の範疇に入ると考えられた。⁸さらに史料上に見える宇多院宣旨を検討すると、次のような場合に利用されたことが確認できた。①端午の宴への招待など太政官の認可を必要としない個人的意志の伝達、②法皇の意志による公務の決定において、予め意志の対象者にその旨を伝える場合、¹⁰③法皇の権威による公験を作成する場合、¹¹④宇多院が関係する所領について検注の施行を命ずる場合である。¹²①と②は伝達を目的とするものであるが、奉者を介した法皇との二者間、主に僧侶を対象とする個人的な意志の伝達に使われている。これに対して、④は所領の相論に関して法皇の権限のみで在地に効力を及ぼしている。この法皇の権限は非制度上のものであった。

院政期の院庁発給文書について鈴木茂男氏の論考¹³を参照すると、院庁関係所領の領家は自らの権利の正当性を確保するために、まず院庁発給文書を求めている。院庁は国司を指揮する法的・制度的根拠をもたなかったが、現実には院庁発給文書によって、国司は国司庁宣を発給している。この行為は「上皇の非制度的権威に由来する」ものであったとされる。まさしく④の宇多院宣旨はこの点に関連している。結論として、宇多院宣旨のこの効力に特に注目したい。

四 結 論

太政官機構を通して宇多法皇の意志が実現される過程において、公式文書には天皇や上卿の命とあってもそれ以前に法皇の意志が介入しており、実質的決定権は宇多法皇にあったと考えられる。天皇や上卿の側にも法皇の意向に逆らう形跡はなく、これ以前の嵯峨、円融上皇にも同様な事象が認められるのである。すなわちこの形式の伝達経路は上皇の性格的变化に伴うもので、上皇の権力低下を示すものではない。平安時代上皇の伝達に共通する方式なのである。これを各研究者は上皇権力の「潜在化」と表現したのであり、「家父長的権威」による国政の領導とされるのであろう。一方、宇多法皇は宇多院宣旨によって法皇の命令であることを示し、在地に向けて意志を伝達させている。これは公的なものでなく、律令法を無視した法皇の権限によって在地を支配したものであった。先の宇多法皇の公務に関する意志の伝達、天皇や上卿の側の確実な実行を「家父長的権威によるもの」と表現するならば、この宇多院宣旨に見える効力は、「家父長的権威によるもの」の範囲を超越している。それ故、ここに院政へつながる要素を見いだすのである。

院政期の白河、鳥羽上皇につながる宇多法皇権力の要素は、天皇、太政官機構、或いは皇室内部に対する権威（家父長的権威）に加えて、在地や一般官人に対して法皇の命令であることを文書中に示し、その非制度上の権限を行使したことがある。

これまで平安時代初期上皇においては、「家父長的権威」による国政関与に視点が置かれ、その国政関与の有無に上皇権力を見てきた。しかし、院政期上皇につながる要素を平安時代中期上皇に見いだそうとする時には、「家父長

的權威」による国政関与のみでは見いだせないものがある。すなわち平安時代における宇多法皇の特異性は、宇多法皇が宇多院宣旨により非制度的権限を在地に行使した新たな現象にあると考えられる。

註

- (1) 橋本義彦「『葉子の變』私考」(『平安貴族』平凡社、一九八六年、初出一九七六年)、仁藤敦史「律令成立期における太上天皇と天皇」(『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年)、春名宏昭「平安期太上天皇の公と私」(『史学雑誌』一〇〇—三号、一九九一年など)
- (2) 日崎徳衛「政治史上の嵯峨上皇」(初出一九六九年)、「宇多上皇の院と国政」(初出一九六九年)、「円融上皇と宇多源氏」(初出一九七二年)後いずれも『貴族社会と古典文化』一九九五年、吉川弘文館に所収。
- (3) 橋本氏(註1)は「摂関家流の一君万民觀」を克服した「明法家流の上皇正帝同儀觀」に、仁藤氏(註1)は天皇が有する官僚制の枠外の事項の出現に対し上皇の必要性と重要性が生まれた点に、春名氏(註1)は一因として私的権門的活動の拡充に、院政發生の要因を求めている。
- (4) 春名氏は註(1)前掲論文において、嵯峨上皇以後院政が始まる前の三条上皇までを総称する意味の便宜的形容として用いている。筆者もこれに従っている。
- (5) 山本崇「宇多院宣旨の歴史的前提」(『古文书研究』第四八号、一九九八年)
- (6) 『朝野群載』卷十七、佛事下、請僧書、延長六年(九二八)四月二十九日に見える宣旨、『東大寺要録』延長六年(九二八)、八月二十一日宇多院宣旨書、『本朝文粹』卷十四諷誦文、延長四年(九二五)七月四日諷誦文の三例である。
- (7) 橋本義彦「院宮文書」(『日本古文书学講座3古代編II』雄山閣出版、一九七九年)鈴木茂男「院政期院庁の機能について—院庁発給文書を通じて見たる—」(一九六一年卒業論文、『古代文書の機能論的研究』吉川弘文館、一九九七年所収)
- (8) 早川庄八氏が「宣旨試論」(岩波書店、一九九〇年)の中で、「宣旨は上級者の命令を受けた下級者が書き留めた書類であり、伝達役割はないのに対し、奉書は上級者の意志・命令を他者に伝達する目的で下級者が作成する文書」とされているのによる。
- (9) 註(6)『朝野群載』に見える宣旨、註(6)『本朝文粹』に見える諷誦文。

- (10) 『僧官補任』（『群書類聚』卷四補任部所収）に収める「宝幢院檢校次第」延喜二十年（九二〇）八月二十三日「宇多院宣旨」、『扶桑略記』延喜二十二年（九二二）八月八日条に見える「宣旨」。
- (11) 『東大寺要録』卷八、延長六年（九二八）八月二十一日「宇多院宣旨書」。
- (12) 『平安遺文』一卷、二三三号、延長七年（九二九）七月十四日「伊勢国飯野庄大神官勸注」に見える、延長七年四月二十五日付「宇多院宣旨」。
- (13) 鈴木註（7前掲論文）。

〔追記〕 修士論文の成果の一部は、「宇多院宣旨について」（『奈良史学』第一九号、二〇〇一年）、「宇多上皇について」（『富山史権』第一三十七号、二〇〇二年掲載予定）として発表させていただいた。